

住宅リフォーム

支援事業のお知らせ

豊見城市民が市内の施工業者を利用して、既存住宅のリフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。



申請できる人

以下を全て満たすもの

- ・豊見城市に住民登録し、現に居住する者 ※1
- ・市税等を滞納していない者

※1空き家の場合、工事完了後に対象住宅（空き家）に居住予定の者も対象となる。

対象となる住宅

市内にある住宅で以下のもの

- ・自己所有住宅
- ・借家、共同住宅等（住居専用部分のみ）
- ・1年以上居住者がいない一戸建て住宅（空き家）

工事を行う業者について

- ・市内に本社、支店等を有する事業者
- ・市内に事務所を有し、かつ、市に住民登録している個人事業者

応募受付について

令和3年 7月1日(木)～7月30日(金)までを受付期間とします。

- ・ただし、当該事業は応募枠に限りがあるため応募者多数の際は、8月初旬以降に抽選を行います。
- ・応募枠に達しない場合は、受付期間を延長し予算に達し次第受付を終了とします。



対象となる工事

以下のうち、総工事費が20万円以上のもの

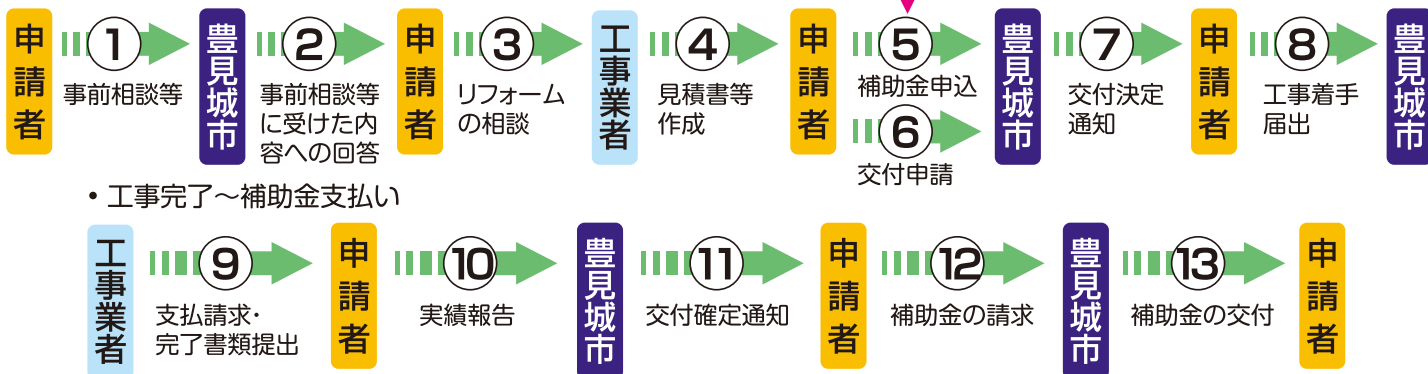
- ・バリアフリー改修工事
- ・省エネ改修工事
- ・空き家改修工事
- ・住宅の耐久性を向上させる改修工事等
- ・子育て支援改修工事
- ・テレワークの推進改修工事

補助額

対象工事費の **20%** 補助限度額 **20万円**

申請時の流れ

・リフォーム計画～工事着手



応募受付期間

- ※⑤期間内に補助金申込を行う。
- ※⑥補助金申込後、交付申請を行う。

注意事項

- ※対象住宅は、建築後1年以上経過した住宅に限ります。
- ※対象工事は、令和4年2月末までの工事完了及び実績報告とします。（期日までにできない場合は、補助金の交付対象外となります。）
- ※既に工事着手又は完了している工事については、本事業の対象外となります。